

令和2年10月14日

法学部学生の皆様

法学研究科学生の皆様

法学研究科新型コロナウイルス感染症対策本部本部長

成瀬 幸典

通信機器（Wi-Fi ルーター）の貸与について

法学部・法学研究科では、学生みなさんの学修・学生生活の支援の具体的施策として、第1学期においてオンライン学習等のためのネットワーク環境が不十分な方を対象に通信機器（Wi-Fi ルーター）の貸与を行って参りましたが、第2学期においても、以下のとおり、同様の支援を継続します。

1. 通信機器（Wi-Fi ルーター）の貸与

①対象

下記の⑥の条件を満たす法学部・法学研究科の学生。

②貸与機器

通信機器（Wi-Fi ルーター(通信料込み)） 1ヶ月 50GB 上限

③期間

貸与開始日から、自前でのネットワーク環境を用意できた日まで。

（最長で令和3年3月15日までとする）

④貸与料金

無償

⑤手続き

下記の2. を参照のこと。

⑥貸与条件

各キャンパスにおいて一部の教室の利用が可能となっていることに鑑み、自宅等においてオンライン授業に参加するためのネットワーク環境が不十分であること、その他特別な事情があること等、キャンパス内の利用可能な教室においてオンライン授業に参加することが困難と考えられる特別な事情が認められることを条件とする。

⑦通信機器（Wi-Fi ルーター）の使用ルール

- ・オンライン授業又は研究活動以外の目的では使用しないこと。
- ・新型コロナ感染拡大防止の観点から、居住場所での利用のみに限定すること。
- ・他人に貸与しないこと。また質等の、担保物件に供しないこと。
- ・貸与終了後は速やかに返却すること。
- ・貸与期間中に居住場所のネット環境の整備に努めること。

- ・貸与を受けた時点から貸与機材について適切に保管管理する義務を負うものとする。盗難・破損等の事故が生じた場合は、生じた損害について責任を負うものとする。
- ・貸与機材に対する装飾、改造などを行わないこと。

⑧貸与終了

自前でのネットワーク環境を用意できた場合、または、最終期限に到達した場合、貸与を終了する。なお、貸与を継続しがたい事情が認められた場合、貸与を終了することがある。

2. 貸与の手続きについて

通信機器（Wi-Fi ルーター）の貸し出しを希望する者は、下記の提出期限までに、下記の事項を記載した「通信機器（Wi-Fi ルーター）貸与申請書」を法学部・法学研究科教務係又は専門職大学院係に提出すること。条件の充足等を審査の上、貸与の可否を判断する。結果(可否及び機種)は電子メールで通知する。なお、台数に限りがあるため、希望に添えない場合がある。

【申請書の提出期限】

2020年10月23日(金) 12:00

【通信機器（Wi-Fi ルーター）貸与申請書の記載事項】

- ・学籍番号、氏名、学年、住所（居住場所）、電子メールアドレス
- ・現在のネット環境の状況等、通信機器の貸し出しを必要とする理由
- ・自身でネット環境を準備する予定の詳細

3. 通信機器（Wi-Fi ルーター）の返還について

通信機器を返還する場合、貸与終了報告書を法学部・法学研究科教務係又は専門職大学院係に電子メールにて提出すること。

4. 問合せ

通信機器（Wi-Fi ルーター）の貸与に関し、相談したいことがある場合、下記まで問い合わせること。

■教務係(法学部、研究大学院)

電話：022-795-6175（平日 9：00 から 17：00 まで）

メール：law-kyom@grp.tohoku.ac.jp

■専門職大学院係（法科大学院、公共政策大学院）

電話：022-217-4945（平日 9：00 から 17：00 まで）

メール：law-pro@grp.tohoku.ac.jp